熊本県建築工事特記仕様書

I 工事概要

1 工事名称　宇城広域連合消防本部・北消防署新庁舎建設工事

2 工事場所　熊本県宇土市境目町字柳町　地内

3 建物概要

	建物名称	構造	階数	延面積（m²）	消防法施行令別表第1区分	備考
1	庁舎棟	RC造一部S造	3	3,141.29	15項	
2	訓練棟	RC造	4	175.23	15項	
3	倉庫棟	S造	1	162	14項	
4						

※ 建築基準法に基づき定められた風速（V0）　（ 34m/sec ）
※ 建築基準法に基づき定められた積雪荷重　（ 20cm ）

※ 地表面粗度区分　・Ⅰ　・Ⅱ　◎Ⅲ　・Ⅳ

4 工事項目　（電気設備工事）　○印を付したもの

	工事項目 ＼ 建物名	1	2	3	4			屋外
1	電灯・コンセント設備	○	○	○				
2	幹線・動力設備	○	○	○				
3	電熱設備							
4	雷保護設備							
5	受変電設備	○						
6	電力貯蔵設備							
7	発電設備	○						
8	構内情報通信網設備	○	○					
9	電話・構内交換設備	○	○	○				
10	情報表示設備							
11	映像・音響設備	○						
12	拡声設備	○	○	○				
13	誘導支援設備							
14	呼出設備	○						
15	テレビ共同受信設備	○						
16	テレビ電波障害防除設備							
17	監視カメラ設備	○						
18	入退室管理設備							
19	自動火災報知設備	○	○					
20	自動閉鎖・非常警報設備	○						
21	中央監視制御設備							
22	防犯設備							
23	電気時計設備	○						
24	外灯設備							○
25	構内配電線路							○
26	構内弱電線路							○
27	撤去工事							

5 工事項目　（機械設備工事）　○印を付したもの

	工事項目 ＼ 建物種別及び屋外	1	2	3	4			屋外
1	空気調和設備	○						
2	換気設備	○	○	○				
3	排煙設備							
4	自動制御設備							
5	衛生器具設備	○						
6	給水設備	○	○					○
7	排水設備	○						○
8	給湯設備	○						
9	消火設備	○	○					
10	厨房設備							
11	ガス設備	○						
12	浄化槽設備							
13	昇降機設備	○						
14	撤去工事							

6 設備概要　（機械設備工事）
（本工事における工事種目ごとの概要を示すもので仕様を規定するものではない　○印を付けたものが該当項目となる）

空気調和方式	・ダクト方式（・中央　・各階ユニット）・FCU方式 ・FCU＋ダクト併用方式　◎パッケージ方式
主要熱源機器	◎空気熱源ヒートポンプユニット　・吸収冷温水機　・吸収冷温水機ユニット ・パッケージ型空気調和機　・マルチパッケージ型空気調和機　・ガスエンジンヒートポンプ式空調調和機
換気設備	機械換気　（◎有　・無）
排煙設備	機械排煙　（・有　◎無）
自動制御設備	・電気式　・電子式　・デジタル式
給水設備	・水道直結方式　・高置タンク方式（・上水・井水・中水） ◎ポンプ直送方式　（◎上水・井水・中水）　・増圧ポンプ方式
排水設備	建物内の汚水と雑排水（◎分流　・合流） ポンプ排水　（・有　（・湧水・雨水・雑排水・汚水）◎無） 汚水放流先　（◎公共下水道　・し尿浄化槽） 雑排水放流先（◎公共下水道　・し尿浄化槽）
消火設備	◎屋内消火栓　（・1号 ◎2号）・屋外消火栓 ・連結送水　・連結散水　・泡消火　・スプリンクラー　・ハロゲン化物消火 ・二酸化炭素消火　・新ガス系消火　・フード等用簡易自動消火
ガス設備	・都市ガス　（供給業者名　種別　発熱量　MJ/m³） ◎液化石油ガス

※注意事項
① 工事用資・機材、建設副産物等の過積載をしないこと。
② 過積載を行なっている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
③ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することの無いようにすること。
④ さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプトラック等が、工事現場に出入りしないようにすること。
⑤ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ同団体への加入者の使用の促進に努めること。
⑥ 下請け契約の相手方又は資材納入業者の選定にあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
⑦ ①から⑥の事項につき、下請け契約における受注者を指導すること。

II 特記事項
1 本工事の契約は、図面及び仕様書に基づくものとし、添付の工事内訳書は参考とする。
2 図面及び仕様書に記載されている製造所及び商品名は、製品の程度を示すもので参考とする。
3 契約締結後着工届を速やかに提出すること。現場代理人及び主任(監理)技術者通知書には、受注者に所属し、かつ、必要資格を有することが確認できる書類を添付すること。
4 建設業退職金共済制度の「掛金収納書」及び建設労災補償共済制度の「加入証明書」（写し）もしくは労働災害使用者賠償責任保険等加入を証する書類を契約後1月以内に提出すること。なお、建設業退職金共済制度の「掛金収納書」提出の必要がない場合は、建設業退職金共済証紙交付辞退届を提出すること。
5 特記仕様書に記載されている監督員の承諾、監督員との協議等の要領については、工事監理要領に定めるところによる。
6 使用材料及び下請業者については、県産資材、県内企業及び誘致企業の採用に努めること。県産資材を使用しない場合は、「県産資材等不使用状況報告書」を監督職員に提出し、承諾を得ること。なお、県産資材、県内企業及び誘致企業とは、以下に該当するものをいう。
(1) 県産資材とは、県内で産出、生産又は製造されたものをいう。
(2) 県内企業とは、県内に主たる営業所を置く建設業者をいう。
(3) 誘致企業とは、県内に誘致された企業をいう。
7 本工事は電子納品対象工事とする。
8 暴力団員等による不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
なお、遵守していないことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処する。
① 不当介入を受けた場合は、毅然としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに管轄警察署へ通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
② 警察に通報等を行った内容について書面により速やかに発注者に報告すること。また、不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

III 工事仕様
1 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)」「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)」、及び「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)」による。
なお、公共住宅建設にあっては、国土交通省住宅局住宅総合整備課監修「公共住宅建設工事共通仕様書(平成28年度版)」を併せて適用する。
2 項目は、番号の前に ○印 の付いたものを適用する。
3 特記事項は、○印 の付いたものを適用する。○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。○印と※印の付いた場合は、両方を適用する。
4 形状寸法の単位は、特記した場合を除き ミリメートルとする。
5 各章の特記事項欄にある(　)書きは新築工事標準仕様書の章・節・項番号である。

章	項目	特記事項
① 各章共通事項	○ 1 適用基準等	○ 建築工事標準詳細図（平成28年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 ○ 構内舗装・排水設計基準（平成27年版）同上 ・ 擁壁設計標準図（平成12年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築・電気・機械設備工事編）（平成31年版）同上 ・ 公共建築木造工事標準仕様書（平成31年版）同上 ・ 公共建築設備工事標準図(電気・機械設備工事編)（平成31年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 ○ 建築物解体工事共通仕様書（平成31年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ○ 鉄筋コンクリート工事標準図（平成17年版）熊本県建築士事務所協会発行 ○ 鉄骨工事標準図（平成17年版）熊本県建築士事務所協会発行 ・ 公共住宅改修工事共通仕様書(初版)（初版）公共住宅事業者等連絡協議会編集
	○ 2 電子納品に関する事項	(電子納品に関する基準) 電子納品に関する基準は、「熊本県電子納品運用ガイドライン※1」(以下、熊本県ガイドライン)による。 (電子納品) 電子納品とは、各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、熊本県ガイドラインに示すファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途、監督員と協議するものとする。 (電子データの貸与) 本工事では、設計図CADデータを貸与する。(CADデータの著作者は設計者) なお、貸与されたCADデータを当該工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。 (電子納品に要する経費) 電子化に要する費用は共通仮設費に含まれている。 ※1:熊本県ホームページの土木部－土木技術管理課のデータを参照(ダウンロード可) 熊本県HP https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_1840.html
	○ 3 工事実績情報の登録(工事カルテ)	※ 要（提出先:(一財)日本建設情報総合センター）工事実績情報サービス(CORINS)　・ 不要　(1. 1. 4)
	○ 4 品質計画	※ 品質計画については、監督員の承諾を受けること。(1. 2. 2)
	○ 5 電気保安技術者	○ 適用する　・ 適用しない　(1. 3. 3)
	○ 6 施工条件	※ 現場説明書による　・ 図示による　(1. 3. 5)
	○ 7 発生材の処理等	引渡しを要するもの　(　)　(1. 3. 11) 引渡し場所　※ 構内　・(　) 特別管理産業廃棄物　・ 種類　(　) 廃棄物の搬出方法等　分別解体等及び特定建設資材の再資源化等について適切な処置を行ったうえで、下記の場所に搬出することとし、「建設副産物の再生利用指針」の建設発生材処理フローにより適切に処理すること。 ①受入場所　※ 処分場　(　)　・ 自社処分 原則として再資源化施設とする ②仮置き等　必要な場合は、法律に違反しないように適切に処理すること。 現場において再利用を図るもの、再資源化を図るもの　(　) 建設廃棄物処理実施計画書、建設廃棄物処理実績集計表及びマニュフェスト伝票の写し等を提出すること。 建設副産物情報交換システムに登録し証明書を提出する。 登録に関する問い合わせ先:　((一財)日本建設情報総合センター 内 建設副産物情報センター TEL:(03)3505-0410 FAX:(03)3505-0520) 工事着工時に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を提出し、工事完了時に再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出すること。 自社処分　自社処分の場合で、処分が困難となった時は、監督員と協議すること。 ・ 建設リサイクル法　竣工時に、再資源化等報告書を監督員に提出すること。 産業廃棄物税　本工事で発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、産業廃棄物の処理に係る税(熊本県産業廃棄物処理税)が課税されるので適正に処理すること。 ・ 本工事では、産業廃棄物の最終処分における熊本県産業廃棄物税相当額を見込んでいる。 型枠の端材、塗料の空缶等については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、元請業者の責任において適正に処理すること。 水銀含有物(蛍光管等)については電気設備工事特記仕様書(その2)「発生材の処理等」に基づき適正に処理すること。 フロンガス含有物(空調機器等)については機械設備工事特記仕様書(その2)「発生材の処理等」に基づき適正に処理すること。
	○ 8 再生資材活用	受注者は、熊本県グリーン購入推進方針に適合するリサイクル建設資材の活用に努めるものとする。 受注者は、リサイクル建設資材を使用する場合、工事材料確認検査願い提出時に品質・性能に関する書類に加え、以下の書類を提出すること。 ・熊本県グリーン購入推進方針判断基準等適合報告書 ・有害物質の溶出・含有等に関する証明書 ・再生材料供給証明書 〔例外1〕 次の資材については、上記書類の提出を求めない。 ・コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊のみを再生材料として使用した「再生加熱アスファルト混合物」及び「再生路盤材」 ・高炉セメント ・エコマーク認定製品 〔例外2〕 該当する項目に係る有害物質の溶出及び含有、アスベスト(石綿)の含有、水素イオンの溶出、硫化水素等の発生に関する検査を不要としている資材については、「有害物質の溶出・含有等に関する証明書」の提出は求めない。
	9 再生資材の利用	再生資材の利用又は現場内で流用をする場合は、土木部で定めた「建設副産物の再生利用指針」による。 対象資材 ： コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設発生木材
	○ 10 建設発生土の利用	建設発生土が発生し、又は建設発生土を利用する場合は、土木部で定めた「建設発生土の利用と処理指針」による。
	○ 11 建設汚泥処理土の利用	建設汚泥を再生した建設汚泥処理土の利用は、土木部で定めた「建設汚泥の処理と建設汚泥処理土の利用指針」による。
① 各章共通事項	○ 12 技能士	適用工事種別（　）内は、適用技能士　(1. 5. 2) ○ 鉄筋工事(1級鉄筋技能士) ・ コンクリート工事(・1級左官技能士 ・1級型枠施工技能士 ・1級コンクリート圧送施工技能士) ○ 鉄骨工事(1級とび技能士)　・ ブロック及びALCパネル工事(・1級ブロック建築技能士) ○ 防水工事(1級防水施工技能士（　作業) ・ 石工事(・1級石工技能士 ・1級石材施工技能士) ○ タイル工事(1級タイル張り技能士)　・ 木工事(1級建築大工技能士) ○ 屋根及びとい工事(・1級建築板金技能士 ・1級スレート施工技能士) ○ 金属工事(・1級天井仕上げ施工技能士 ・1級内装仕上げ施工技能士) ○ 左官工事(1級左官技能士) ○ 塗装工事(1級塗装技能士（　作業)) ○ 建具工事(・1級サッシ施工技能士 ・1級ガラス施工技能士) ○ 内装工事(1級内装仕上げ施工技能士（　作業)) ○ 内装工事(1級表装技能士（　作業)) ○ 植栽工事(1級造園技能士) ○ 設備工事(・配管技能士　・冷凍空気調和機器施工技能士　・熱絶縁施工技能士　・建築板金技能士) 技能士は、資格を証明する資料を監督員に提出すること。
	○ 13 特別な材料の工法	標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。
	○ 14 建設工事使用機械等	※ 建設工事による排出ガス対策型建設機械を使用すること。 ※ 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針に基づき、低騒音型建設機械を使用すること。 ※ 建設機械等のアイドリングストップを実施し、その点検を行うこと。
	○ 15 設計GL	※ 図示による。　・ 現状地盤の平均高さとし、監督員の指示による。
	○ 16 既存部分等への処置	工事施工に際し、既存部分を汚染又は損傷した場合は監督員に報告するとともに承諾を受けて現状に準じて補修すること。
	○ 17 他工事との取合い	施工範囲　別表－1 による。 施工図　設備機器の設置、取合いなどが検討できる施工図を提出し、監督員の承諾を受けること。
	○ 18 建築材料 設備機器等	ホルムアルデヒド放散量 本工事に使用する建築材料、設備機器等は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとすること。また、再生資源利用できるものを積極的に使用すること。 ※ F☆☆☆☆　・(　)
	○ 19 化学物質の濃度測定	○ 行う。　・ 行わない。　(1. 5. 9) 厚生労働省が定める化学物質の濃度が指針値以下であることを確認し、報告書を監督員に提出すること。 対象室名 ：（　） 測定法　・ アクティブ型　・ パッシブ型　・ その他
	○ 20 工事写真等	撮影箇所及び撮影方法は、「熊本県建築工事写真撮影要領」による。 着工前、工事中、竣工時及び完成写真用写真の撮影は、デジタルカメラを使用すること。また、完成写真は、下記業者の撮影とする。 ○ 監督員の承諾を受けた写真専門業者　・ 監督員の承諾を受けた撮影者
	○ 21 完成図	貸与した原図(電子データを含む)に変更内容を加筆訂正し、下記のものを添えて監督員に提出すること。(1. 7. 1 1. 7. 2) また、施設引渡し品がある場合、その受領書(写)を監督員に提出すること。 原図複写図（2つ折製本(A4)1部、2つ折製本(原図)1部、A4版折込製本(原図)1部） 試験成績表、保証書、取扱説明書等 電子データについては、熊本県電子納品運用ガイドラインの仕様により作成し、納品を行うこと。
	○ 22 施工図	熊本県電子納品運用ガイドラインの仕様により作成し、納品するものとする。 当該建築物の取得する施工図等の著作権に係わる使用権は、当該建築物に限り発注者に移譲する。
	○ 23 保全に関する資料	※ 提出する。　・ 提出しない。　(1. 7. 1 1. 7. 3) 提出部数　※ 2部　・（　）部
	○ 24 保険等	熊本県公共工事請負契約約款第50条第1項により、次の保険等（その他これに準ずるものを含む）に付さなければならない。 (1) 保険の種別　○ 火災保険又は建設工事保険 ○ 組立保険（請負業者損害賠償責任担保特約付き） (2) 保険の目的物　工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）(損害賠償等特約を含む) (3) 保険の加入期間　※ 工事着手後（原則とする）速やかに加入し、工期末より30日間以上 ・ その他（　） (4) 保険金額　※ 原則として請負金額に相当する金額 ・ その他（　）
	○ 25 安全施工実施対策	※ 建築工事安全施工技術指針にしたがい、工事の安全確保に努めるとともに、安全・訓練等の実施状況報告書を監督員へ提出すること。
	○ 26 官公庁への諸手続き等	関係官庁、電力会社等への手続きは、すべて受注者がこれを代行し、これに要する費用は受注者の負担とする。ただし、特記ある事項は別途とする。(1. 1. 3)
② 仮設工事	1 既存部分の養生	養生方法　※ ビニールシート等による。　・（　） 固定された備品、机、ロッカー等の移動 ※ 行わない。　・ 行う（図示による） 既存家具等の養生　・ ビニールシート等による。　・（　）
	○ 2 監督員事務所	○ 設ける　※ 設けない　(2. 3. 1) 面積規模　（　）m²程度　備品については、監督員の指示による。
	○ 3 工事用水	構内既存の施設　・ 利用できる(※有償 ・無償)　※ 利用できない
	○ 4 工事用電力	構内既存の施設　・ 利用できる(※有償 ・無償)　※ 利用できない
	○ 5 手すり先行足場	足場を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について(厚生労働省 基発第0424001号平成21年4月24日)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」により行うこと。
③ 土工事	○ 1 埋戻し及び盛土	種別　・ A種　※ B種　・ C種　・ D種　(3. 2. 3)(表3. 2. 1)
	○ 2 建設発生土の処理	※ 構外指示の場所　(3. 2. 5) 受け入れ場所　（　） 受け入れ場所での処置　（・ 敷きならし　※ たい積） 搬出距離　（　）km 上記に示す受入れ場所・距離は参考であり、実施にあたっては監督員と協議のうえ決定する ○ 構内指示の場所（・ 敷きならし　○ たい積）

R2.4.1 版

熊本県電気設備工事特記仕様書

建築士事務所名	一級 建築士事務所 熊本県 知事登録 555 号 株式会社 太宏設計事務所	工事名称	宇城広域連合消防本部・北消防署新庁舎建設工事
設計者氏名	一級 建築士 大臣 登録第 133907 号 福島 正継 印	図面名称	電気設備工事特記仕様書（その1）
		図面番号	E-01

章		項　目	特　記　事　項
特記事項	○ 1	機器等の配置	設計図において機器の配置は、数量及び開係位置のみを示し、正確な位置はさらに打合せを必要とする。
	○ 2	機材等の検査及び試験	検査及び試験を行うべき機材等は、標準仕様書によるほか、監督員の指示による。
	○ 3	関連法規等	電気設備技術基準、同基準解釈、その他の関係法規及び電力会社、電気通信事業者（NTT等）の内規を厳守して完全に施工すること。
	○ 4	容量などの表示	(1) 機器類の能力、容量等（電動機出力は除く）は原則として表示された数値以上とする (2) 消費電力は原則として表示された数値以下の電力とする
	○ 5	耐震施工	(1) 機器設備の固定は、次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針（独立行政法人建築研究所監修 2014年版）」による ①設計用水平地震力 機器の重量［kN］に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合、設計用標準水平震度は、下表による。 ※地域係数 Z=1.0 としている 局部震度法による建築設備機器の設計用標準水平震度（Ks） ※該当する施設に○をつけること 耐震安全の分類 ・特定の施設（耐震クラスS）：機器類 / 電気配線（金属管等） / ケーブルラック / 発電設備配管等 ・一般の施設（耐震クラスA）：機器類 / 電気配線（金属管等） / ケーブルラック / 発電設備配管等 上層階、屋上及び塔屋：2.0 / 12m以内ごとにS$_A$種耐震支持 / 6m以内ごとにS$_A$種耐震支持 / S$_A$種耐震支持 / 1.5 / 12m以内ごとにA種耐震支持 / 8m以内ごとにA種又はB種耐震支持 / A種耐震支持 中間階：1.5 / 12m以内ごとにA種耐震支持 / 8m以内ごとにA種耐震支持 / S$_A$種耐震支持 / 1.0 / 12m以内ごとにA種又はB種耐震支持 / 8m以内ごとにA種又はB種耐震支持 / A種耐震支持 1階及び地下階：1.0 / 12m以内ごとにA種耐震支持 / 8m以内ごとにA種耐震支持 / A種耐震支持 / 0.6 / 12m以内ごとにA種又はB種耐震支持 / 12m以内ごとにA種又はB種耐震支持 / A種又はB種耐震支持 ※上層階の定義は次による 建物階数：2～6階建 / 最上階 / 上層2階 建物階数：7～9階建 / 最上階 / 上層2階 建物階数：10～12階建 / 13階建 / 上層3階 建物階数：上層4階 ②設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の1／2とし、水平地震力と同時に働くものとする ③軽量機器等の耐震施工 重量1kN以下の軽量な機器の耐震支持については、本指針に準拠あるいは同等な設計用地震力に耐える方法で設計・施工されることを推奨する。ただし、耐震支持の群細は、軽量であることを考慮し、支持される上面スラブ、壁、床など）が地震によって生じる力に十分耐えるように検討されている必要がある (2) 建物への配線引込部について地盤変位の想定沈下量は、（・0.2m以下 ・0.6m以下 ・1.0m以下 ）とする
	○ 6	配管工事	(1) 特に指示なき電線管はねじなし電線管を使用し、PF管は一重管とすること。 (2) 一区間の恒長が30mを越える場合及び施工に必要な場合は、特に図示してなくとも中継ボックスを設けること (3) 予備配管には、1．6m／m以上のビニール被覆鉄線を入線すること
4	7	構内及び構外舗装	構内では、路盤材料は再生クラッシャランを用い、アスファルト舗装は再生瘠粒度アスファルト混合物を利用すること 構外では、・表層路盤（※再生アスファルト ・新70%再30% ・再100% ） ・基層路盤（※再生アスファルト ・新70%再30% ・再100% ） ・上層路盤（※再生粒調砕石 ・再生クラッシャラン ） ・下層路盤（・再生粒調砕石 ※再生クラッシャラン ）を利用すること
	○ 8	標識シート等	全ての地中埋設配管には GL－300 の位置に標識シート等を2倍長以上重ね合せて敷設し、高圧ケーブル、低圧ケーブル及び弱電ケーブル等には、種別及び行先を表示すること
	○ 9	屋外の支持金物等	(1) 屋外の支持金物、ボルト及びナット類は、溶融亜鉛めっき仕上げ（HDZ35以上）又はステンレス製とする (2) ナットの固定には、ダブルナット又は抜け止め対策を行う
	○ 10	配管塗装	(1) 指定箇所の露出配管、露出ボックス類の塗装は、素地ごしらえのうえ、監督員の指定する色にて、OP2回塗りとする (2) 指定場所の露出プルボックスは指定色焼付塗装とする (3) 湿気、水気のある場所及びコンクリート埋込みの金属製位置ボックスの内面には絶縁性防錆塗料を充分に塗布すること (4) 図面に特記なき場合は、溶融亜鉛めっき仕上げではJIS H 8641で規定するHDZ35以上とすること (5) 仮枠貫通部の金属配管には錆止め塗装を施すこと
	○ 11	配分電盤及び操作盤	(1) 配分電盤及び操作盤（以下、盤という）は、監督員の指定する色（既製品を除く）にて焼付け塗装すること (2) 電灯分電盤については中枠及び開戸式内扉を設けるものとし、盤内配線の主幹と分岐開閉器間は鋼帯とすること。ただし、監督員の承諾を受けた場合はこの限りではない (3) 盤には、二重天井の場合、監督員の指示する大きさの予備配管を2本以上天井内まで立上げ、エンドカバーヌはブッシングを設けること (4) 銘板には製造者及び請負者の連絡先を入れること (5) 積算電力量計について、特記なき場合は検定付とすること (6) ドア裏面の充電部が露出する部分は原則感電防止の処置を施すこと (7) 屋内設置の外面膜厚は、（・30μm以上 ○40μm以上 ・90μm以上 ）とする 屋外設置の外面膜厚は、（・60μm以上 ○90μm以上 ・120μm以上）とする
	○ 12	端子盤及び保安器箱	塗装及び予備配管は、「特記事項11の配分電盤及び操作盤」と同様とする
	○ 13	ボックス等	位置ボックス及びジョイントボックス類は、図面に特記なき場合、金属製とする
	○ 14	配線器具等	(1) フラッシュプレートは、図面に特記なき場合、新金属製とする (2) 公共住宅の住戸部分に設置するスイッチ・コンセントは原則として表示付きとする (3) 特記無きスイッチはワイドハンドルスイッチとする
	○ 15	幹線ケーブル	主要な幹線ケーブルは、プルボックス、ハンドホール等内で、円回し等により余長を確保すること なお、この際はケーブルを緊縛してはならない
	○ 16	表示等	(1) プレートの表示 器具を実装しないものについては、下記の要領で用途を明示すること （電灯、動力、電話、放送、TV、火報、ベル、インターホン、表示、時計、防犯、監視、LAN、呼出等） (2) 幹線の表示 強電、弱電の幹線引出口、引込口、プルボックス内及びハンドホール内の必要な箇所には、行先、回路種別及びケーブルサイズ等を明示した表示札、プレート等を設けること (3) プルボックス及びハンドホールの表示 プルボックスの表面に用途表示を行うこと ハンドホールの蓋には熊本県章を表示し、用途別に「高圧」「電気」「弱電」「電話」等と表示すること。
	○ 17	接地工事	(1) 接地埋設標は黄銅板製の刻記式とし、A種接地工事（柱上高圧機器を除く）、受電設備等のB種接地工事、その他図面に特記する接地工事に設けること (2) 接地極の材料は、下表による。（枚数及び太数は最低の値とする。） 接地極の種類：記号 / 接地極の材料：鋼板 / 接地棒 電力：共同 / $E_{A,B,D}$ / 1枚 / 2本 電力：A種接地工事 / E_A / / 6本 電力：柱上高圧機器 / E_{Bp} / / 2本 電力：B種接地工事 / E_B / / 2本 電力：C種接地工事 / E_C / / 6本 電力：D種接地工事 / E_D / / 1本 通信情報：構内交換機 避雷器 / E_s / 1枚 / 2本 通信情報：〃 本配線盤の保安装置 / E_{te} / 1枚 / 2本 通信情報：保安用（ 10Ω以下） / E_{As} / / 6本 通信情報：保安用（100Ω以下） / E_{Ls} / / 1本 通信情報：拡声用増幅器（100Ω以下） / E_{Dt} / / 1本 雷保護：避雷設備 / E_L / 1枚 / 2本 雷保護：低圧避雷器（ 10Ω以下） / E_{LL} / / 6本 他：測定補助用 / E_Q / / 1本 接地極鋼板 ：1．5t×900° 接地棒 ：14φ×1,500L（一般用） ：10φ×1,000L（外灯） ：10φ×1,000L（測定補助用） 2ヶ所
	○ 18	照明器具の接地	LED照明器具の金属製部分には、D種接地工事を施すこと ただし、二重絶縁構造のもの、使用電圧が直流300V以下又は対地電圧が交流150V以下のLED照明器具を乾燥した場所に施設する場合は、接地工事を省略することができる 接地線は原則として緑色の IE 1．6mm 以上とし金属配管の場合は配管を利用してもよい
	○ 19	避雷器	・低圧用SPDの性能は （・クラスⅠ（性能は図示による） ・クラスⅡ ）とする ・通信用SPDの性能は （・C2 ・D1（性能は図示による） ・ 図示による ）とする
	○ 20	LED制御装置	図面に特記なき場合は、一般形（LN）、初期照度補正形（LJ）、連続調光形（LX）とすること
	○ 21	外灯設備	(1) 図面に特記なき場合は、鋼管ポールは、溶融亜鉛メッキを施し、素地ごしらえの後、指定色2回塗りとすること (2) ポール内等に配線用遮断器（引外し装置無）又はカットアウトスイッチ（素通しヒューズ）を設けること
	○ 22	照度測定	測定箇所 ・学校環境衛生基準による。 ⊙監督員の指示による。
	○ 23	キュービクル型受変電設備	(1) 変圧器の2次側には最大勝要電流計（電子式）を設けること (2) 変圧器の2次側と配線用遮断器の1次側間は銅帯とすること (3) 幹線と配線用遮断器を接続するための端子台を設けること (4) 充電部の保護用として、取っ手を付けたアクリルパネルを隙間なく設けること (5) 変圧器は原則として、熊本県グリーン購入推進方針適合品とする (6) 高圧充電部の近くには高圧危険表示をすること (7) 変圧器の仕様は （・標準仕様 ・準標準仕様）とする (8) 変圧器は防振ゴム付きとする (9) 屋内設置の外面膜厚は、（・30μm以上 ・40μm以上 ・90μm以上 ）とする 屋外設置の外面膜厚は、（・60μm以上 ⊙90μm以上 ・120μm以上）とする
4	○ 24	通信・情報設備	ケーブルは監督員の指定する色を用い、露出部分（端末接続部分を除く）を保護すること UTPケーブルを除き、配線完了後、絶縁抵抗試験を行うこと UTPケーブルは、配線完了後、フロア配線盤から通信アウトレットの区間で、伝送品質測定を行うこと 光ファイバーケーブルは、配線完了後、伝送損失測定を行い、システムを構成する機器の許容伝送損失値以下であること
特記事項	○ 25	インターホン設備	卓上型機器への接続は、原則としてコネクターによる。 また、ケーブルはインターホン用絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブルを用いること
	○ 26	音響設備	音響装置は動作試験の他に次の測定を行うこと ・インピーダンス ・残響時間 ・伝送周波数特性 ・音圧分布
	○ 27	テレビ共同受信設備	(1) アンテナは、素子数 20以上とする。 (2) 受信調査は、地上波放送局分とし、監督員に報告すること
	○ 28	電気時計設備	子時計の配線接続には2極コネクターを用いること
	○ 29	消火ポンプ起動	特記なき場合は、発信機連動方式とする。 その場合、発信機表面に「消火栓連動」等の文字を併記すること
	○ 30	壁貫通	構造上主要な壁を貫通する場合は、次の鉄筋探査を行う。 ・レントゲン撮影 ・金属探知機
	○ 31	あと施工アンカー	⊙あと施工アンカーは施工前に計画書を作成すること ⊙施工者資格 （⊙第1種あと施工アンカー施工士 ・第2種あと施工アンカー施工士 ） ※試験 ※自主検査（全数） ・加力検査 （・非破壊試験 か所 ・破壊試験 か所 ）
		32 改修工事	改修工事にあたっては、工事範囲における次の確認・測定等を着工前に行い、監督員に報告すること ・既設機器の動作確認 ・照度測定 範囲 （※居室 ※教室 ・指定する場所 （・係員の指示する場所 ） ） ・絶縁測定 （・幹線 ・分岐回路 ・弱電ケーブル ） ・接地抵抗測定 ・導通試験
	○ 33	発生材の処理等	・水銀含有物（蛍光管、水銀ランプ）の処理は次のとおり行うこと。 (1) 破砕施設にて破砕し、破砕したガラス、ガラスに塗布された蛍光塗料、蛍光管等に封入された水銀その他資源化可能なものを分離し、回収することができる設備を有する廃棄物処理業者と契約すること。 (2) 工事請負者は廃棄物処理事業者との処理委託契約書の写しを県に提出すること。 (3) 廃棄物処理業者は回収した資源化可能なものは、可能な限りリサイクルするものとする。 (4) 蛍光管等を破砕する際には、封入されたガス状水銀及び金属水銀が環境中に飛散しないよう、破砕施設に吸引装置を設けガス状水銀等を吸引すること。 また、吸引したガス状水銀等は活性炭等に吸着させ環境中に放出しないようにすること。なお、この方法によらない場合は、この方法と同等または同等以上の方法で処理を行うこと。 (5) 再資源化に関しては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）」及び関係法令を遵守すること。 (6) 廃蛍光管等の保管・収集運搬用容器については、保管及び運搬中に蛍光管が割れガス状水銀等が環境中に飛散しないよう適切なものを使用すること。 ・イオン化式感知器は、梱包箱の外部の見えやすい位置に「放射性・I型輸送物相当」と明記し、製造元に連絡の上送付する。

機器の取付高さ

機器取付高さは下表を原則とする （ただし、総括監督員、主任監督員の指示により変更することがある）

名称		測点	取付高（mm）
取引用計器		地上 ～ 中心	約 1,800 ～ 約 2,000
引込開閉器		床上 ～ 中心	約 1,800 ～ 約 2,200
分電盤		床上 ～ 中心	約 1,500 ～ 約 2,100
ブラケット	洗面器	鏡上	約 100
	階段踊場	床上 ～ 中心	約 2,000 ～ 約 2,500
スイッチ	屋外	床上 ～ 中心	約 1,500
	一般	床上 ～ 中心	～ 約 1,100
	住宅	床上 ～ 中心	約 1,100
コンセント	一般	床上 ～ 中心	約 400 ～
	台上	台上 ～ 中心	約 200
	土間	床上 ～ 中心	約 800
	量	床上 ～ 中心	約 400
手元開閉器		床上 ～ 中心	約 1,500
壁掛型制御盤		床上 ～ 中心	約 1,500
消火栓表示灯		床上 ～ 中心	約 2,000 ～ 2,500
端子盤		床上 ～ 下端	約 700 ～
保安器ボックス		床上 ～ 下端	約 2,000
電話位置ボックス壁、テレビ端子		コンセントに準じる	
受信機、副受信機（壁掛型）		床上 ～ 操作部	約 800 ～ 1,400
分布型感知器		床上 ～ 中心	約 1,700
発信機		床上 ～ 操作部	約 800 ～ 1,400
表示灯		床上 ～ 中心	約 1,900
ベル		床上 ～ 中心	約 2,300
感知器試験機		床上 ～ 中心	約 1,500
呼出ブザー		床上 ～ 中心	約 1,500
トイレ呼出ボタン		床上 ～ 中心	約 400 、800
押ボタン	屋外	床上 ～ 中心	約 1,500
	屋内	床上 ～ 中心	約 1,300
インターホン（壁掛）		床上 ～ 中心	約 1,100
子時計		床上 ～ 中心	約 2,300
警報盤		床上 ～ 中心	約 1,300
壁掛音量調節器		床上 ～ 中心	約 1,100
スピーカー		床上 ～ 中心	約 2,300
表示器		床上 ～ 中心	約 2,300

工事区分

別表一1の記入上の注意 該当箇所は ●（黒塗り） とし該当しない工事内容及び区分欄は斜線消去すること

別表一1 他工事との工事区分表

工事内容				建築工事	電気設備工事	機械設備工事	別途工事
機器の基礎	電気関係	配電盤・制御盤の基礎	屋内		○		
			屋外	●	○		
			屋上	●			
		自家発電機の基礎（アンカーボルトを除く）		●			
		テレビアンテナ基礎（ 〃 ）		●			
		避雷針の基礎（ 〃 ）		●			
	機械関係	屋内設備（ 〃 ）		●		○	
		屋上設備（ 〃 ）		●			
		屋外設備（ 〃 ）		●		○	
	架台、アンカーボルト				●	●	
	特記した基礎			●			
開口部	梁、床、壁、貫通スリーブ	補強を要するもの		●	●	●	
		補強を要しないもの		●	●	●	
	梁、床、壁、貫通部型枠	補強を要するもの		●			
		補強を要しないもの					
	軽量鉄骨下地、壁、天井ボード類の切込	補強を要するもの		●			
		補強を要しないもの（アウトレットボックスは除く）		○	●	●	
	埋込形分電盤、端子盤等の型枠	補強を要するもの		●	●	●	
		補強を要しないもの		○			
	上記開口部の補強			●			
	上記開口部の墨出し			●			
	スリーブの穴埋め（型枠の穴埋めを含む）			●	●	●	
	フリーアクセスフロア用配線器具				●	○	
点検口	床、壁、天井			●			
外部取付ガラリ	ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む			●			
湯沸室のフード				●			
換気扇の取付枠					○	●	
流し台	排水トラップ共			●			
防油堤	オイルサービスタンクの防油堤		自家発用		○		
	タンク基礎		空調用			○	
床下水槽のマンホールふた				●			
屋外排水管	雨水			●			
	汚水、雑排水					●	
雨水立管（たてどい）				●			
トイレ手すり						●	
化粧かがみ						●	
はめ込形洗面器用カウンター（前板共）				●			
ガスボンベ転倒防止用の鎖						●	
電気・配管・配線	自動ドア及び電動シャッタなどの制御盤と操作スイッチ間の配管配線及び操作スイッチ			●			
	防火扉レリーズ				●		
	電極棒				●		
	配線ピット及びふた			○	●		
	機器などへの接続（1次側）				●		
	機器付属の制御盤以降の2次側の配線配管（接地共）			●		●	
	機器付属の制御盤への電源供給配管配線				●		
	自動制御盤と動力盤との電源供給の渡り配管配線				●		
	自動制御盤と動力盤との操作回路の渡り配管配線				○	●	
	天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器	付属操作スイッチとの渡り配管（接地共）			●		
		付属操作スイッチとの渡り配線				●	
		付属操作スイッチ			○	●	
		付属操作スイッチの埋込ボックス			●	○	
	個別パッケージの室内機、 室外機の渡り配線（接地共）					●	
	煙感知器から連動制御盤を経て防煙ダンパに至る配管配線				●		
	小便器用節水装置の制御盤以降の2次側の配管配線						
ガス漏れ検知器					●		
電気錠	電気錠及び通電金具			●	(○)		
	TEN半一及び制御盤			(○)	●		
エレベーター出入口三方枠（金属製）				●	(○)		
エレベーター出入口三方枠（石製）				○	(○)		
シャワーユニット、バスユニット、洗濯機パン				●			●
システム天井	ボード・パネー			○			
	照明ライン設置プレート				○		
	空調ライン設置プレート					○	

R2.4.1 版

電気設備工事特記仕様書		建築士事務所名	一級 建築士事務所 熊本県 知事登録 555 号 株式会社 太宏設計事務所	工事名称	宇城広域連合消防本部・北消防署新庁舎建設工事
		設計者氏名	一級 建築士 建設大臣 登録第 133907 号 管理建築士 福島 正継 印	図面名称	電気設備工事特記仕様書（その2）
				図面番号	E-02